

## 証券投資信託約款変更のお知らせ

以下の証券投資信託約款の変更を行いますので、お知らせいたします。

### 【変更対象ファンド】

追加型証券投資信託 新光MR F (マネー・リザーブ・ファンド)

### 【変更内容】

消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、消費税が課せられている販売会社への配分（代行手数料）について、当該増税分相当を転嫁するため、信託報酬率の引き上げを行います。

### (変更後の信託報酬率)

信託報酬率は、年10,000分の103.73以内の率とします。2019年10月7日以降の各週の最初の営業日（委託者の営業日をいいます。以下同じ。）から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万円あたりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に100分の10.3787を乗じて得た率から10,000分の0.057を控除して得た率以内の率とします。ただし、当該率が年10,000分の20.70以下の場合には、年10,000分の20.70以内の率とします。なお、前述の規定にかかわらず、当該信託の日々の基準価額算出に用いるコール・ローンのオーバーナイト物レート（以下「コール・レート」といいます。）が0.4140%未満の場合の信託報酬率は、当該コール・レートに0.5を乗じて得た率以内とします。

### 【変更適用日】

2019年10月7日

### (ご参考)

2019年7月31日時点での信託報酬率は、年率0.000%となっており、信託報酬引き上げ後の同条件のもとでの信託報酬率も、年率0.000%となる予定です。信託報酬率が0.000%（ゼロ）超となった場合は、原則として消費税が課せられる販売会社の信託報酬の部分について消費税率の引き上げ分が加算されます。

以上

2019年8月31日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号  
アセットマネジメント One 株式会社